

ていげんしょ さいしゅうかくにん 提言書の最終確認について

《はじめに》

ぜんかい み ていげんしょ あん みな いろいろ いけん
前回、お見せした提言書の案について、皆さんから色々な意見を
いただき、それらの意見を参考にしながら事務局でもう一度提言書
の内容をつくり直しました。委員の皆さんには事前にメールなどで
かくにん いけんとう こんかいあらた
確認をしていただき意見等はありませんでしたが、今回改めて、
さいしゅうあん ないよう つぎ ページ かくにん おも
最終案としての内容を次のページから確認をしていただきたいと思います。

こんかいしゅうせい [今回修正について]

ぜんかい けんとういんかい ひと ひと しゅうせい か じょうれい
◆前回の検討委員会では、「一つ一つの修正が書かれるのではなく、条例はこ
ういう考えでつくりました、ということが書かれた形が良いのではないか。」
というご意見をいただき、事務局でもう一度考え直したところ、皆さんの
いけん じさく じょうれい とき
意見によってつくられた「4つの施策」というのが、これから条例ができた時
に一番大切な部分になると事務局では考え、この施策の部分で提言（意見）と
いばんたいせつ ぶぶん じむきょく かんが じさく ぶぶん ていげん いけん
して書き、その提言とする理由（解説）を書いていく、という形に修正いたし
ました。

すこ むずか ことば で ことば
◆少し難しい言葉が出てくるかもしれませんが、わからない言葉などがありま
したら、三色カードの赤い四角（ストップしてください。むずかしいことばがあ
ります。）のカードをあげて事務局に聞いていただければと思います。

つぎ ページ あおも じ ぶぶん こんかい しゅうせいぶぶん
※次のページの青文字部分が、今回の修正部分となります。

提言書の案

令和5年11月10日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会
委員長 金子 浩治

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る提言

令和4年6月24日付け石障福第325号で提言依頼のありました標記の件
について、本検討委員会の議論を踏まえ、下記のとおり提言いたします。

き
記

1 はじめに

本検討委員会は、石狩市における障がいのある人の情報・コミュニケーション
に関する条例の作成に当たり、市が示した条例素案について、次の項目に基づ
きながら協議、検討を重ねて参りました。

- (1) 障がいのある人にもわかりやすい言葉や文章となるよう心がけながら
条文を作っていく。
- (2) 障がいのある人とのコミュニケーションについて、どのように考え、どう
行動すればよいかを、広く市民や事業者にわかってもらうことを目標に
する。
- (3) 障がいのある人に対するコミュニケーションの支援体制について、今の
石狩市の条例や制度などで十分ではないところを、対応できるようにす
る。
- (4) 障がいのある人が何かに合わせるのではなく、それぞれ自分らしく生き
ることができ、情報を手に入れやすく、意思を伝えやすい地域にしてい
く考えで作っていく。